

# 教育法研究ノート（I）

—小学校令と国民学校令との間—

平 原 春 好

## I 問題の設定

### 1 はじめに

本稿は教育法に関する研究ノートである。したがって、教育法の理論研究を本格的に展開したものではなく、それを行なうための予備的な考察、心覚え程度のものに過ぎないといった方が、本稿の性格をより正確に表現するものであろう。

この研究ノートは、小学校令（1900年、明治33年）から国民学校令（1941年、昭和16年）への変化のある部分に着目し、その意味を明らかにすることを狙いとしている。今日の私たちにとって、小学校令はもちろんのこと、国民学校令でさえも、遙かかなたの遠いものとして感じられ、教育の史的展開過程を研究する一部の人びとのみの研究的関心の対象になっているようにみえる。今日の教育法制が憲法・教育基本法制であり、戦前・戦中のそれとは全く異質のものである以上、それは当然といえば当然であるかも知れない。

しかし、私にとって国民学校令や小学校令は、それほど遠い存在にはなり切っていない。といっても、私が教育行政や教育法の歴史的考察に興味関心を抱いているからという研究的理由や、私が小学校令下の小学校に入学し、国民学校令下の学制のもとで教育を受け、そこを卒業したという回顧的理由からのみそういうのではない。憲法・教育基本法制下の教育法規に、多かれ少なかれ国民学校令や小学校令にみられた体質が継続的にあらわれているように思われてならないからである。戦後たしかに法制は変化した。憲法・教育基本法制は、戦前・戦中の法制とは異質の原理によって構成されている。しかし、変化したのは主要には法制原理であった、というのは誤りであろうか。個々の教育法規の条文でほとんど変わっていないものも少なくなく、それ故に法制原理の変化が個

々の条文の解釈に十分に投影されえないうらみが残されている。否、残されているという表現では的確でない。法制原理の変化に無関係な旧解釈が、むしろ積極的に利用される事態が少なからず見られる。現行教育法制を理解しようとするとき、かかる事態の存在に注目を欠くならば、真に十分な理解に達し得たということはできないであろう。私が旧法制、旧法令にとりたてて強い関心をもつるのは、このような現代的な問題関心にも由来するものである。

### 2 国民学校令の若干の特徴と本稿の課題

ところで、小学校令から国民学校令に移行する過程で、興味深いさまざまな変化が起った。その一端を示せば、国民学校令は、義務教育の徹底を図るという観点で、小学校令といくつかの違いがある。たとえば、小学校令では、家庭その他において尋常小学校の教科を履習させることをもって就学義務の履行とみなす制度があった（36条1項但書）。これにたいして国民学校令では、この制度を廃止し、必ず国民学校に就学させるべきこととした（8条）。すなわち、国民学校令のもとでの義務教育は、国民学校に就学させる、いわゆる就学義務の履行であり、一定の内容の教授を受ける義務とはやや違つるものとして存在した。この点では、今日の学校教育法も同様な立場をとっているが、何故このような変化が起つたのかを追求していくことは、日本における義務教育の理論を解明することにもなり、興味深い問題である。

また、国民学校令に至って、原則として学齢児童を私立学校に就学させることができなくなったことも、重要な変化である。すなわち、小学校令では、市町村立小学校と私立小学校の存在を認め、市町村立小学校への就学を本則とするが、私立小学校に就学しようとする場合は、保護者が市町村の認可を受ければ就学できる（36条3項）こととされていた。これにたいして国民学校令は、私立の国民学校は一切認めないこととし、私立学

校はすべて私立学校令による各種学校とされた（52条1項）。したがって、就学義務を果たすためには、先ず原則として市町村立の国民学校に入学させなければならぬのであった。国民学校令の制定と同時に改正された私立学校令は、「私立学校ニ於テハ学齢児童（国民学校令第九条第一項ノ規定ニ依リ其ノ保護者ノ義務ヲ免除セラレ又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ就学ヲ猶予セラレタル者ヲ除ク）ヲ入学セシムルコトヲ得ス」（8条）と、その趣旨を明確にしたのである。かくして、国民学校以外の学校に就学させることによって就学義務の履行を果たすためには、国民学校令第11条にもとづき文部大臣の定めた学校に就学する以外なく、国民学校令施行規則第74条1項1号に掲げる学校もしくは地方長官の認定を必要とするのであった（同2号）。

これなどは、現行学校教育法の定めとも全く異なるところであつて、国民学校令下の一つのきわだった特色といわなければならないが、ここには「公教育」「義務教育」の「強迫的性格」を示す一つの極限的な状況がみられ、国家「教育権」論の内実を表現するものとしても興味ある問題である。

このような国家独占的・強制教育の制度的進行が企図された反面で、義務教育年限の延長、教育機会の拡大が図られたのも国民学校令のもとにおいてであった。すなわち、従来6年であった義務教育年限が8年に延長された（第8条）。もっとも「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（1943年10月12日閣議決定）により「当分ノ間之ヲ延期」することになり、結局は実現をみないままに終つたのであるが、法制度上の延長はともかく一応行なわれたのである。

また、国民学校令では、就学義務の猶予、免除の規定を改正し、猶予、免除事由から「貧窮」の一項を除いた（第9条）。貧困であるとの理由で就学の機会を奪われてはならないということであり、その意味でははじめて義務教育らしい体制実現への第一歩が築かれたといつてもよいであろう。また、心身障害児に特別の学級または学校を設けることができるという一条が新設された（国民学校施行規則第53条）。これは施行規則という省令で規定されたものにすぎないが、しかし従来ほとんど公的な学校制度から見放されていた障害児、とくに盲・聾者以外の障害児を、はじめて法制上に位置づけたものとして重要である。

このような事態のなかには、義務教育の機会拡充の考え方において、一定のひろがりと深まりが看取できるよ

うに思われるが、その眞の意味は何であったか。この変化をどのように把握したらよいか。さきにふれた国家独占的・強制教育の進行という事態のなかで、この変化はどのように位置づけられるべきものなのであらうか。このことは、戦前義務教育法制の体質を理解するうえで、かなり重要なポイントになる。

本稿は、このことを明らかにするために、まず就学義務の猶予、免除規定の変化、特別学級、学校の設置に関する問題をとりあげ、これについての事実経過をたどることから検討をはじめることとする。

## II 就学義務の猶予・免除規定の改正

——法制度における教育機会

の拡充(その1)——

### 1 国民学校令第9条ほか

国民学校令は、義務教育を受ける機会の拡充を図るという点で、一定のひろがりと深まりをみせたと述べたが、これを小学校令と対比して示すならば次の通りである。

〈小学校令〉

第33条 学齢児童瘋癲白痴又ハ不具瘧疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府県知事ノ認可ヲ受ケ学齢児童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

学齢児童病弱又ハ発育不完全ノ為就学セシムヘキ時期ニ於テ就学スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府県知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ学齢児童保護者貧窮ノ為其ノ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

〈国民学校令〉

第9条 前条ノ規定ニ依リ就学セシメラベキ児童（学齢児童ト称ス以下同ジ）ノ瘋癲白痴又ハ不具瘧疾ノ為之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前条ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得  
学齢児童ノ病弱又ハ発育不完全其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ就学時期ニ於テ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

### 〈国民学校令施行規則〉

第53条 国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得  
前項ノ学級又ハ学校ノ編制ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

これを要するに、一つは就学義務の猶予、免除規定から、児童の保護者が「貧窮」のため児童を就学させることができない場合に猶予、免除の対象たり得るという従来の考え方を改め、「貧窮」は就学を妨げ得る要因たり得ないとされたことである。これは世界的にみても、教育機会拡充の歩みのなかで、一つの重要なポイントをなすところであるが、これが国民学校令というもので実現されたことには、大きな意味がある。

二つには、省令段階の規定ではあるが、はじめて一般的な学校令のなかに身体虚弱、精神薄弱その他の「異常児童」の教育についての規定が置かれ、それらの児童のために特別の学級、学校を設置し得るとしたことである。これまで盲・聾児に関しては、一応まがりなりにも公的な学校教育の体系に位置づけられ、学校制度のなかで保障されてきたが、その他の障害児については「公教育制度」の枠外に放置されていた。これにたいする是正の要求が永年にわたって積み重ねられ、このような規定になったのである。

これらは、教育機会の拡充を助長する法令条項ではある。しかし、「国家総動員体制」のもと、太平洋戦争の開戦を目前にして、「皇國ノ道」「鍊成」を目的として制定された国民学校令のなかに位置づくものである限り、そこには格別の意味がこめられているとみなければなるまい。それは何か。次にこのことを考えなければならない。だがこれを検討するに先立って、小学校令下における就学奨励措置の大要を考察しておくことが必要であろう。

## 2 学齢児童就学奨励規程

小学校令下における就学奨励措置の代表的なものは、1928(昭和3)年10月4日北海道庁、府県にたいする文部省訓令第18号をもって定められた「学齢児童就学奨励規程」である。

この規程は、「一般の児童をして義務教育を受くるため必要とする就学上の保護を与ふることを目的とする」

「学齢児童の積極的保護」規定(藤野恵・持永義夫『社会行政』昭和12年、常盤書房、128—9ページ)として、それまでの教育法規の枠を越えたユニークなものであった。その内容は、おおよそ次のようである。

まず本規程は「学齢児童ノ就学ヲ奨励シ国民教育ノ普及徹底ヲ期スルハ國運ノ進展上喫緊ノ要務ナリ」とする立場から制定されたもので、「貧困ノ為就学困難ナル学齢児童ノ就学ヲ奨励スル為毎年度予算ノ定ム所ニ依リ」国庫から道府県に補助金を支出することとし(第1条)，道府県はこれに「成ルヘク相当ノ支出金ヲ加へ」「適當ノ方法ニ依リ」市町村に交付し(第3条)，市町村はこの「交付金ニ成ルヘク相当ノ支出金ヲ加へ貧困ノ為就学困難ナル学齢児童ノ就学ヲ奨励スル為教科書、学用品、被服食料其ノ他生活費ノ一部又ハ全部ヲ支弁又ハ給与ス」(第4条)るしくみになっていた。これは、小学校に就学を予定されながら就学が困難な児童だけでなく、「学齢児童中盲者又ハ聾啞者ニシテ貧困ノ為盲学校又ハ聾啞学校ノ初等部ニ入学困難ナ者」(第5条)，つまり盲・聾啞学校入学予定者にたいしても適用されるものであったところに一つの特色があった。初年度における国庫補助金は50万円であり、その後これが定額となつた。

1930(昭和5)年11月27日、文部省訓令第16号によつてこの規程の一部改正があった。これは、市町村が行なうよりも一層適切と認められる場合、道府県が直接施設をつくり、補助を行なうことができる途を開いたこと(第3条の2)，就学奨励金の使途を「教科書、学用品、被服、食料等ノ給与其ノ他適當ノ方法ニ依リ」就学を奨励するものとし(第4条)，ひろく就学奨励の各種施設にも道府県が奨励金を出し得る途を開いたこと(第5条)，などが主要な点であつた。

改正を経た後の同規程の概要を示せば、次のとくである。

### (1) 就学奨励の対象

貧困のため就学困難な学齢児童および盲者または聾者で貧困のため盲学校または聾学校の初等部に就学することが困難な者。

### (2) 就学奨励の家施機関

市町村または児童就学奨励を目的とし且つその基礎が強固な公益団体。

### (3) 就学奨励の種類・方法

教科書、学用品、被服食料等の給与、その他適當な方法による。現品給与がたてまえであるが、必ずしもこれに限定されるものではない。

### (4) 経 費

所要経費は市町村の負担。ただし、国庫は毎年度予算の定

めるところにより、前々年度3月1日現在における学齢児童数に比例して道府県に補助金を交付し、道府県はこの交付金になるべく相当の支出金を加えて適当な方法で市町村に交付する。

市町村は、道府県の交付金になるべく相当の支出金を加えて就学奨励措置を実施する。なお、市町村は、その金額の一部または全部を、児童就学奨励を目的とする公益団体に補助して就学を奨励させることができる。

#### (b) 特 例

「**その1**」非常災害その他特別の事情によりとくに就学奨励の必要があると認めた場合、国庫は特別の事情がある道府県にたいし、国庫支出金の10分の1を超えない範囲内で補助金額を増額交付することができる。

「**その2**」道府県が直接学齢児童の就学を奨励する場合、道府県は国庫からの交付金の5分の1以内を限り、就学奨励のために支出することができる。これは、市町村または公益団体が、必要であるにもかかわらず就学奨励を実施しなかつた場合の措置。

この就学奨励措置の制度は、現実にどのような効果をもたらしたであろうか。ひろく生活扶助にまで及ぶんとするこの措置が、当時の就学困難な学齢児童にたいし、何らかの意味で「積極的保護」として機能したであろうことについては何人も疑うことはできまい。しかし、この制度で十分であったかといえば、それは決してそうではない。年間国庫から支出される50万円の補助金を土台にして実施される就学奨励が、文部省推計でさえも120～30万人にも達する児童を対象とするものである限り、十分な「保護」たりえないのは当然のことである。教育審議会の席上、文部省当局者もこの点についてはつきりとその不十分さを認めたものである。

教育審議会の第15回整理委員会は、就学奨励問題が大きな論点であった。これは、「就学児童が非常ニ貧困ナルガ為ニ就学ガ出来ナイト云フヤウナコトニ対シテ就学ヲ奨励スル方法ハドウデアラウカ」（林博太郎整理委員長の発言、整理委員会会議録第3輯、121ページ）、「ソレニ対スル国策ヲ御立テヲ願ヒタイ」（田所美治特別委員長の発言、同前）という議事進行にしたがって行なわれたからにほかならないが、その論議の過程で、文部省普通学務局長藤野恵は、学齢児童就学奨励規程について次のように説明した。

「昭和三年ノ御慶事ノ際賜リマシタ百万円ノ基金ヲ以テ道府県ニ配分シ、年々国費五十万円ヲ計上シテ其ノ国庫ノ補助ト、道府県ニ設ケラレテ居ル学齢児童就学奨励基金ヨリ生ズル利子、ソレニ府県ヲ差加ヘタモノヲ市町村ニ交付致シ、市町村ハ更ニ之ニ市町村費ヲ支出スルカ、若クハ市町村内ニ在ル就学奨励ヲ行ニ適スル団体ニ交付致シテ、団体ハ又団体ソレ自身ノ経費ヲ加ヘテ市町村ニ代ツテ就学奨励ノ事ヲ行フト云フ建前デヤツテ居リマス、此ノ児童就学奨励規程ニ依ル就学奨励ハ大体ニ於テ直接教育費ニ関スルモノガ多イノデアリマス、併シ其ノ児童ノ生活ニ必要ナル経費、詰リ衣食ニ要スル経費ヲモ出シテ差支ナイト云フ建前ヲ執ツテ居リマス、

即チ教科書、学用品、被服、食糧マデ支給ヲ致シマス」（整理委員会会議録第3輯、122—3ページ）

と。これにたいして、「被服食糧マデヤッテ居ル者ガアルヤウナ御話デアリマスガ、是ハ一箇月ドノ位ニナリマスカ、十円ニモナリマスカ、ソンナニハナリマセヌカ、今ノ女工ニシテモ十円トカ二十円ハ取ッテ居リマセウ（後略）」（田所特別委員長、同前）との質問が出された。藤野局長の答えは「被服食糧マデ給シタ場合デアリマスガ、其ノ一人当ノ費額ハ年額十一円三十錢デアリマス」（同前）と、実態はその10分の1程度であることを明らかにした。

就学奨励とは名ばかりのこの施策には、当の文部省自体その矛盾を控え目ながらも告白しなければならないほどであった。

「○四十八番（香坂昌康居） 十一円何ガシデモ仕方ガナイデセウガ、奨励金ト云フノハ必要ノアル者ニハ全部支給スルノデハナイノデスカ（中略）」

○普通学務局長藤野恵君 実ハ其ノ点ガ制度トシテモ運用上非常ニ困ル点ガアルノデアリマス、御承知ノヤウニ直グ頭ニ浮ブノハ救護法ニ依ル十三歳未満ノ幼児ノ救護費トノ関係デアリマス、ソレカラ全体ノ経費が国費が年々五十万円ト決マレバ貧困ノ程度ノ激シイ者カラ段々救助シテ行カナケレバナラヌ、奨励費ヲ交付シテ行カナケレバナラスト云フ建前ニナリマシテ、其ノ結果香坂サンノ仰セノヤウニ人員ノ方ノ制限モ実ハ結果的ニハ起キテ居ル訳デアリマス」（同前、124ページ）

### 3 教育審議会における論議

このような小学校令のもとにおける貧弱な就学奨励の施策を改めるべく、多くの在野団体や個人はさまざまな要求を出した（これについては、文部省『学制改革諸案』などを参照）。一例を掲げるならば、雑誌『教育』（岩波書店）の編輯部の手による「教育改革案」では、「義務教育の徹底を図るため速かに児童法に関する社会法規を統制し又は新たに制定すること」「現行小学校令第三十三条第三項の就学義務の免除及び猶予に関する規定を廃止すること」「盲啞教育を義務教育とすること」など、徹底した義務教育の実現を提案していた（『教育』第5巻第2号、1937年2月号、3ページ）。そこでは財政措置については直接ふれてはいないが、無償の徹底はむしろ当然の前提であった。だからこの提案、とくに小学校令第33条第3項の廃止、に賛意を表する者は、「貧困の故に教育を受ける事が出来ない家庭の児童に対しては、國家の義務として、公費或は国費に依る義務教育」（同上誌、26ページ、松岡駒吉の意見）が必要であるという考え方を前

提とした。あるいはまた「義務教育の意味は児童保護者に子弟を教育する義務をもたせるといふよりも国家社会に教育義務をもたせる考へ方になって来ている。従って保護者が貧窮の為に児童を就学せしむること能はざれば、市町村長はこれを免除せしむべきではなく、貧窮にして負担に堪へぬ保護者に代って国家社会が児童を教育」することが必要だとし、「その意味から現行小学校令第三十三条第三項の廃止に止らず、第三十三条全部の廃止」さえ望む意見もあった（同上誌、12—3ページ、閔口泰の意見）。

国民学校令の就学義務の猶予、免除規定の改正には、このような世論が大きく影響を与えたことは間違いないところであろう。だが、国民学校令に直接結実した意見は、その原案（要綱）を作成した教育審議会におけるそれである。その論議を辿ってみよう。

教育審議会とは、1937（昭和12）年12月10日付勅令第711号を以て内閣に設置され、1942（昭和17）年5月9日付勅令第489号により廃止された内閣總理大臣の諮詢機関で、「教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項」を調査審議するものであった。「教育審議会官制」に付された「上諭」によれば、「文物ノ進連及中外ノ情勢ニ鑑ミ國本ヲ無窮ニ培ハシガ為ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ圖ラシムルノ必要ヲ認メ」たればこそその設置であり、いわば戦時教育体制を完成させ、戦前教育制度の総仕上げをはかるためのものであった（より詳しくは、拙著『日本教育行政研究序説』1970年、東京大学出版会、368ページ以下、または、教育審議会議録復刻版、1971年、宣文堂、所収の拙稿解題を参照）。

この教育審議会が文部大臣に宛てて答申した「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」（1938年12月8日）のなかに收められている「国民学校ニ関スル要綱」の第13、14項が、前述の変化をもたらした直接の原因なのであった。

#### 〈国民学校ニ関スル要綱〉

- 13 就学奨励施設ノ拡充整備ニ関シ十分ナル方策ヲ講ジ、各種社会法制ニ付適當ナル考慮ヲ加フルト共ニ貧困ニヨル就学ノ猶予及免除ハ之ヲ廃止スルコト
- 14 精神又ハ身体ノ故障アル児童ニ付特別ノ教育施設竝ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ、特ニ盲聾啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト  
この「貧困ニヨル就学ノ猶予及免除」の廃止、盲聾啞教育の義務化、その他の障害児にたいする助成などの提案は、それぞれ教育の機会均等の拡充措置として画期的な提案であったといわなければなるまい。就学猶予、免

除規定の改変は機会均等の原則を一步拡大するものであり、盲聾啞教育の義務化などの提唱はその原則の意義を一步深めるものであった、ということもできる。しかしそれらの措置が教育上差別されてきた子どもたちの立場にたってのもの、換言すれば子どもの、国民の教育権の承認を前提としたものであるかといえばもちろんそうではなく、あくまでも国家「教育権」論にたつ戦前教学体制内での変革であった。かかる事態は、この提案の審議過程において明瞭になる。

はじめの就学困難なものにたいする就学奨励拡充の問題は、青年学校教育の義務化に關係して論議された。その口火を切ったのは、かつて岡田良平文部大臣のもとで文部次官をつとめ（大正5年10月～7年10月）、教育行政の細部に通曉していた田所美治委員（のちの特別委員長）であった。第2回総会（昭和13年1月13日）の冒頭に質問に立った田所は、

「ソレカラ高等小学ニモ入リマセズ、青年学校ニモ入リマセズ、中学校モ無論実業学校ニモ行ケナイ、斯ウ云フ者ガ何人ゴザイマスカ、（中略）怠慢デ行カヌ者モアリマセウガ、学資ノ関係ニ於テ、家庭ノ関係ニ於テ、ドウシテモ十三四マデ学校ヲ続ケルコトが出来ヌ、十二ニナルノヲ待マシテ尋常科ダケデ止メテ居ル、斯ウ云フ者が十万カ二十万アラウト思フ、サウ云フ者が今度ハ（青年学校が義務制になれば、平原注）皆救ハレル訳デアルカラ教育上カラ云ヘバ私ハ是ハ結構ナコトダト思ヒマス、サウ云フコトガアラウト思フガ、是ニハ非常ニ特別ナ方法ガ要ルダラウト思ヒマス、学資ヲ補給シテヤル、食フ物モ食ハセテヤラナケレバナラヌ、モウツ言ヘバ家庭ノカヲ奪フカラ、丁稚奉公ニ行ツテ居ルモノヲ止メサセテ、止メサセナクトモ宜シイカモ知レマセヌガ、サウシテ学校ニ行クノデアルカラ、其ノ為ニ家庭ノ方ノ関係モ見ナケレバナラヌ、是ハ特別ノ財政上ノ補給が要リマス、（中略）是ハ僅カデ一部分デアルカラ放ツテ置イテ宜シト云フ訳ニハ参リマスマイ、学校ノ設備ヲ十万人ノ設備ヲシタト云フダケデハ仲々コレヌト思ヒマス、是等ニ付テハ学資其ノ他補給上ノ御考ヘアリマスカ、ソレハ何人位ゴザイマスカ」  
(総会議録第2輯、9ページ)

と、青年学校の義務化は単に学校を準備するだけで足りるものではなく、適切な就学奨励の措置、とくにそのための財源保障が必要があることを突いた。

これにたいして、文部次官伊東延吉は、

「高等小学校ニモ入ラズ又青年学校ノ普通科ニモ入ラナイ所ノ者、（中略）是ハ大体十五万人バカリアリマス、サウシテ先程モ御話ノアリマシタ通リニ此ノ種ノ者ノ教育ヲ國家が出来ルダケ継続シテ行クコトノ出来ルヤウナ、即チ教育上ノ恩恵ヲ受ケルヤウナ施設ニ致シマスト云フコトハ大変大切ナコトデアルト考ヘマス、（中略）ソレニ付キマシテハ或ハ補給ノ制度ヲ考ヘマストカ、当局ニ於キマシテハ出来ルダケサウ云フコトニ対シテハ考ヘテ行キタイト考ヘテ居リマス」（同前、13ページ）

と、国家の手による就学奨励措置の実現が必要であること、および実現を考えていることを明らかにした。しか

し、その種の措置が誰のために必要であり、どのような性格のものとして考えられているかについてはとりたててふれず、むしろ国家のために必要な、恩恵的なものであるという考え方を基礎に置いた発言であった、ということができる。

この青年学校義務化にもならず不就学者を救済するという問題は、当時すでに義務化されていた小学校教育の場合に照らして考えられなければならないことでもあった。何故なら、さきにふれたように、当時は未だ、就学義務の猶予および免除の事由に「保護者ノ貧窮」（小学校令33条）が掲げられており、1928（昭和3）年に定められた「学齢児童奨学奨励規程」も十分な成果をあげ得ていないからであった。

果たせるかなその後に質問に立った下村寿一臨時委員（文部省局長を経て当時東京女子高等師範学校長）は、小学校の就学奨励措置の不徹底にたいする反省とともに、その強化を求める意見を次のように述べた。

「先刻田所委員カラ御尋ネモアリシタガ、（中略）家庭ノ事情或ハ本人ノノ事情等ニ依リマシテドウシテモ学校ニ行ケナイト云フモノガアルダラウニ思フノデアリマス、其ノ中デ不具者ナドハ問題外デアリマスガ、貧困ノ為ニドウシテモ学校ニ行クトが出来ナイ、小学校スライケナイ云フモノガ必ズアル訳デアリマス、（中略）之ニ対シテドウ云フ方法ヲ講ジマスカ、何ラカ学校補給ノ制度ニ付テ考ヘテ見ルト付フ御言葉デアリマンタガ、小学校ノ方ニ於キマシテモ実ハ御承知ノ通リ学齢児童就学奨励規定ニ基ヅイテ政府カラ相当ノ就学奨励ノ補助ヲ致シテ居リマスニ拘ラズ、尚且貧困ニ依ル就学免除ト云フモノガ今日沢山アル訳デアリマス、小学校ノ方ハ子供ハ稼人デハナイノデアリマスガ、ソレデスラ尚且サウ云フ風ナ状態デアリマスガ、青年学校生徒トナリマスト是皆稼人デアリマス、之ヲドウナサル積リデアリマスカ、（中略）唯公共団体ヨシテ補助セシメルトカ何トカ云フ緩慢ナコトデハナシニ、今日ノ学齢児童就学奨励規程ニモ増シタ余程強力ナ就学奨励ノ制度ヲ御設ケニラヌト仲々是ハ励行ガ出来ナイダラウト思フノデアリマス、其ノ辺ニ対スル御用意ハ如何ナツテ居ルノデアリマスカ ソレヲ伺ヒタイト思フノデアリマス」（同前、23ページ）

この発言のなかで「不具者ナドハ問題外」としているところに、教育の機会の拡充にたいする発言者の理解の限界が示されているが、この点は後にふれる。就学奨励にたいする現行法制・行政の不備を突くこの発言にたいし、教育行政当局は多くを語らず、「先程次官カラモ一寸御答ヘ致シマシタガ」「考ヘナケレバナラヌコトデアリ」「折角研究中デゴザイマスガ、同時ニ審議会ニ於テモ」「御意見ヲ御定メ下サレバ大変仕合ダト存ズル次第デゴザイマス」（木戸幸一文部大臣の答弁、同前、25—26ページ）と答えるだけであった。

しかし、委員の追及はこれで止まらず、衆議院議員と

して教育審議会に参加していた安藤正純委員は、貧困という事由で就学義務を免除すること自体あり得べからざることだ、と当局に再考を促した。

「貧乏デ青年学校ニモ家庭ノ事情デ行ツテ居レナイ、小学校ニスラ行ツテ居ラヌ者ガ、（中略）今日日本全国デ随分沢山アルデセウ、サウ云フノハ所謂義務免除ノ規定ガアツテ免除サレテ居ルノデスガ、一体免除サレテ居ラルベキモノデモナシ、本當ノコトヲ申セバ免除スペキモノデハナイ、他ノ問題ト違ヒマシテ是ハ國家トシテ国民ヲ教育スル、ドンナ階級ノドンナ困ツテ居ル人ニデモ、唯一人デモ教育ヲ施サナケレバナラヌト云フ是ハ國家トシテノ義務ガアリ、又はハ国民同胞トシテノ責任モアルト思フノデスガ、併シヤハリソレハ解決サレテ居リマセヌ、（中略）先程伊東文部次官ノ田所サンカラノ御聞ヒニ対スル御答ヘガアリマシタガ、（中略）其ノ位ノコトヤ仲々此ノ問題ハ円満ニ行クコトガ出来ナイト思ヒマス、私考ヘマスノニハ、國家ガ之ニ対シテ其ノ道徳的責任ヲ感ジテモツト補給制度ナリ何ナリヲ充実シマシテ大イニヤツテ貰ハナケレバナラヌト共ニ、國民相互ニ於テモ其ノ点ヲ考ヘテ行ク必要ガアルノデヤナイカ、（中略）私ハ育英資金制度トカ、奨学資金制度トカ云フモノヲ確立シテ、サウシテソレヲ各道府県ニ育英財團トカ何トカ云フモノヲ設ケテ、ソレガ或ハ公設機関ニナルカ、或ハ私設機関ニナルカ、ヤリ方ハ色々アリマセウガ、何レニシテモソレニ國家ガ相当ノ補助金ヲ出スト云フヤウナコトヲ御考ヘニナツタラドウカト存ジマス」（同前、30—31ページ）

すべての者に教育を施すことは「国家トシテノ義務」であり、「国民同胞トシテノ責任」だという安藤正純の見解は、委員のなかできわだったものであり、教育が国家のものであるという立場に立って国家の恩恵として就学奨励をとらえるとらえ方とは格段の違いがあった。だからこそ安藤は、「予算上出来マスルナラバ私共ハ何カ之ニ対シテ手当ヲシナケレバナラヌト云フ考ヘヲ持ツテ居リマス」（同前、32ページ）という文部大臣答弁には満足できる筈がなかったのであろう。

就学奨励を育英制度の観点からより具体的に提起したのは、第5回総会（明治13年4月7日）の席上、諮問案への留意点を述べた横浜高等商業学校長の田尻常雄委員であった。が、これはあくまで「育英」であり、就学奨励の充実一般ではなかった。また、国家のために尽す国家有用の人材を育成する観点からする「育英」であり、教育の機会均等の実現を国家の義務とする安藤正純の立場とは異なるものであった。

「現在ノ給費ハ多クハ旧藩主、詰リ地方ニ於ケル育英会或ハ特殊ノ富豪ノ育英事業ニ依ツテ一部ハ行ハレテ居リマスガ、全体的ニ見マスナラバソレ等ノ貧困ノ子弟ニ対シテ学問ニ志ス所ノ機会ヲ与ヘルト云フコトガ是ハ社会政策ノ上カジ考ヘテモ、國家ニ有用ナル人材ヲ造ル上ニ於テモ最モ必要ナコトデアリマス、（中略）英國の「スカーラー」制度の紹介）我が国ニ於テハ政府ガサウ云フ制度ヲ作ル、又各府県市町村等ノ自治団体ニ於テモサウ云フ「スカーラー」ノ制度ヲ設ケテ貧困ノ子弟ニ向学ノ機会ヲ与ヘルト云フコトガ最モ必要デア

ルト信ズル次第デアリマス」(総会議録第3輯、19ページ)衆議院議員の東郷実委員は、第6回総会に紹介した「私ノ教育改善ノ根本方針」ともいべきものなかで一項をもうけ、教育の機会均等について次のように述べた。

「四、凡ユル国民ニ教育ノ機会均等ヲ与ヘ四民平等ノ教育主義ヲ実現スルト共ニ個性尊重ノ主義ヲ發揮シ更ニ其ノ目的達成ノ為奨学資金制度確立ノ其ノ他ノ社会政策的教育施設ノ普及ニ努力スルコト」(同前、83ページ)

教育審議会の第8回総会(昭和13年4月14日)は、答申原案の作成を30人の特別委員から成る特別委員会に付託し、しばらくその審議を止めた。教育の機会均等に関する上掲の論点は当然特別委員会、さらには整理委員会に引き継がれていった。

その論議が行なわれたはじまりは、第15回特別委員会(昭和13年6月10日)において、「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」にたいする審議のなかにおいてであり、第21回特別委員会(同年11月18日)以後の「国民学校ニ関スル要綱案」審議においてであった。前者の場合は青年学校についてであり、小学校段階のものではないが、青年学校に義務制を導入するとしたことで、いずれも義務教育の免除、猶予に関する論議であった。

さきにも例示した如く、下村寿一、安藤正純などをはじめとして、就学義務の猶予、免除規定の改正を望む声は、審議会の委員会内部でも高かった。のみならず、文部省当局もその点については一致していた。

「実ハ私共トシテハ斯様ニ考ヘテ居リマス、此ノ際国民ノ基礎教育タル小学教育、初等教育ヲ根本的に御考ヲ願フニ際シテハ、何トシテモ貧困ノ為ノ就学免除ノ制度ヲ此ノ儘ニ置イテハ建前ガ相立タスト考ヘマス、是非共はハレ応廢スルト云フ建前ヲ御考ヲ願ハナケレバナラヌ」(藤野恵局長の発言、整理委員会議録第3輯、126ページ)

これは当時、貧困を事由とする就学義務の猶予免除規定の撤廃を要求する世論がいかに強固に形成されていたかの物語る一例としても理解され得るであろうが、就学義務の猶予、免除を障害者にたいする「消極的保護」(藤野恵、持永義夫、前掲書)と解する考え方を改めない限り、根本的な変革となり得る筈はなかった。また、「不具者ナドハ問題外」だとする教育機会の拡充にたいする理解は、逆に貧困という事由の撤廃そのものをも不十分なものにする要因を内包していた。たとえば、当の下村寿一臨時委員が、のちの整理委員会(第15回)でさらにこれに言及し、「出来コトナラバ小学校令ノ貧困ノ為ノ猶予免除ナント云フコトハ止メタイノデ、ア、云フ規定ガアルコトハ洵ニ残念デアリマス」と述べるが、「出来

ルダケノコトハ国トシテモ市町村トシテモ心配ヲシテヤツテ、ソレデモ及バスト云フ者ガアレバソレハ遺憾ナガラ学校カラ遁ガスヨリ仕方ガナイ」(同前125ページ)というような発言は、そのことを裏書きする一例である。

このような貧困を事由とする就学義務の猶予、免除規定の削除は、政策的にあるいは実際に如何なる要因が交錯するなかで提唱されたのであろうか。これを検討する前に、もう一つの問題について論議の経過を辿っておこう。

### III 障害児のための特別の 学級・学校の設置

#### ——法制上における 教育機会の拡充(その2)——

##### 1 教育行政と「特殊教育」

もう一つの問題、それはすなわち盲・聾教育のほか身体虚弱、精神薄弱その他の「異常児童」の教育に関し、これらの児童のために特別の学級・学校を設置し得るとした国民学校令の規定についての考察である。

いわゆる「特殊教育」については、長い間一般の学校令の範疇外の問題であった。のみならず教育行政の領域の問題として自覚化されることが少なかった。私はかってこのことを、「障害児教育の福祉的性質」、そこにおける「文部行政の不在」として指摘し、「教育と福祉との間の亀裂」に障害児教育の重大な問題性があることを指摘した(拙稿「日本における障害児教育の行政」『教育学研究』第36巻第1号、9ページ以下)が、事実文部行政は本来抱え込むべき児童を社会事業における児童保護の対象に委ねることが多かった(これについては、例えば留岡清男「児童保護に於ける文政型と恤救型」『教育』第3巻、第12号、1935年12月号を参照)。

もっとも「特殊教育」のうち、盲・聾教育については比較的早くから問題にされ、1923(大正12)年の盲学校及聾哑学校令ではまがりなりにも道府県にたいし学校設置義務を課するなど、教育法制のなかに位置づけられるに及んだ。(盲学校及聾哑学校令については、『教育学研究』第36巻第1号、1969年7月、および第37巻第3号、1970年9月、所収の拙稿を参照)。もちろんそれとても不十分であったが、盲・聾教育以外の「特殊教育」は、まったく公教育の枠外に放置されていたのであった。文部省局課の分掌事務をみても、盲・聾教育のみが明記されているだけで、「特殊教育」一般ではなく、しかも長い間それは通

俗教育、社会教育を分掌する課にその担当がまかされていた。つまり、普通の学校教育とは違った、むしろ社会事業的なものとしてとらえるしかたの名残りがそこにはあった。だからこそ、その大部分は私立の学校または保護施設に入らざるを得ず、その実数は文部省でも容易に把握できなかったのであり、教育審議会の席上、文部当局は正確な数字を明らかにしかねると、次のように述べざるを得なかつたのである。

○普通学務局長藤野恵君 所謂特殊ナ教育ヲシテ居ルモノトシテハ盲ト聾哑ノ方ハハツキリシテ居リマス、現在盲学校、聾哑学校ハ約百二十バカリニナツテ居ツテ、是ハ初等部、中等部ニ分レテ居リマス、其ノ初等部該当ノ方ハ盲及聾哑デアリマス、其ノ他ニ身体、肢体ノ不自由児童ト申シマスカ、身体的缺陷児童ヲ収容シテ居ル学校ガ若干アリマス、最モハツキリシテ居ルノハ東京市ノ例ノ光明学校デアリマス、是ハ先刻來問題ニナツタ小学校ニ準ズル各種学校トシテ東京市デ経営シテ居マス、其ノ他私ノ記憶デハ芦屋ニアル三田谷博士ノヤツテ居リマス虚弱児童ノ保護施設デアリマス、是ハ社会施設トシテ行ハレテ、生活全般ヲ養護シテ居リマシテ、其ノ中ニソレ等ノ児童ノ為小学校ガ設ケラレテ居ル、是モ小学校ニ準ズル各種学校トシテ取扱ハレテ居ルヤウニ記憶致シテ居リマス、其ノ他ニモ御話ノヤウニ社会施設ノ中デ小学校ニ類スルモノガ相当アツテ、元ノ感化法、今日ノ少年教護法ニ於テハ少年教護院内ニ於テ大体小学校令ニ依ル学科ヲ授ケテ居ルノデアリマス、其ノ課程ヲ修了シタ者ハ文部省令ノ定ムル所ニ依リ少年教護院長が尋常小学校卒業ノ認定ヲ致スコトニナツテ居リマス、少年教護院中其ノ学力認定ノ特典ヲ認メラレル少年教護院ハ文部大臣ニ於テ認可ヲ致シマシタ少年教護院ニ限ラレテ居リマス、斯様護院が今日約十二、三箇所ニ相成ツテ居ルト考ヘマス、其ノ他社会施設ノ中デ財團等ノ経営ニ係ル非常ニ大キイ育児院ニ若干アリマス、是等ハ私立ノ小学校トシテ認可ヲ取ソテ居ルモノト、小学校ニ準ズル各種学校トナツテ居ルモノト二様ニナツテ居ルヤウデアリマス、只今其ノ正確ナ数字一寸申上ゲ兼ネマス（整理委員会会議録第3輯、141～2ページ）

これはまた、精神薄弱児や虚弱児で就学義務を猶予、免除されている者の数についても同様で、文部省ではこれを把握できておらず、比較的把握が容易な進学時についてさえも、あいまいであった。

○普通学務局長藤野恵君 精神薄弱、若シクハ病氣、身体虚弱ト云ツタ事由ニ依ツテ就学ノ免除若シクハ猶予ヲ受ケ居ル者が相当アルノデアリマス、併シ差当ツテノ問題ハ寧ロ是等ノ原因ノ為ニ進学ガ出来ナカツタ者ヲ申上ゲルノガ手取り早イト思ヒマス、是等ノ者デ精神薄弱ノ故ヲ以テ尋常小学ヲ卒業シテ進学出来ナイ程度ノ者ガ一万四千六百人、ソレカラ病氣、身体虚弱、不具ト云フ事由ノ者が五千五百バカリ、此ノ両者ヲ通ジテ約二万ト云フ数字ニナル訳デアリマス、是ハ稍々大キク見積ツテアリマス、此ノ中ニハ病氣デアツテ後治癒ツ見テ正常児ト同様ニ取扱コトノ出来ル者ガ若干アル訳デアリマス、大体ノ状況ハ左様ニナツテ居リマス（整理委員会会議録第3輯、141ページ）

## 2 盲・聾教育義務制の意見

とはいえ、盲・聾教育は他の「特殊教育」に比較して発達の程度が著しく、関係者の間でその義務制への要望も強かった。

このなかにあって、先に引用した『教育』編輯部の教育改革案は、「盲聾教育を義務教育とする」とを掲げ、これを受けた論者たちは、あるいは「盲聾教育の発展はそれを義務教育とすべき時期に達して居」（『教育』第5卷第2号、1937年2月号所収の城戸幡太郎論文）るといい、あるいはまた「義務教育年齢延長と共に多年待望の盲聾義務教育を断行すべき」（『教育』第5卷第3号、1937年3月号所収の生江孝之論文）ときだとした。

教育審議会のなかに、これについての意見がはじめて出されたのは、第5回総会の田尻常雄委員の発言の直後であった。中央盲人福祉協会に關係していた貴族院議員・侯爵大久保利武委員は、普通教育の分野では就学率96.6%を超えてるのに比して、盲聾教育のそれは47%に過ぎぬこと、その主要原因は家庭の貧困であることなどを述べ、盲聾教育の義務制の実現を考慮せよと、長時間にわたり訴えた。その要点を採録すれば次の如くである。

○四十五番（侯爵大久保利武君） 私ハ特殊教育ノコトニ付キマシテ、主トシテ盲聾哑教育ニ關シテ一言申述ベタイト考ヘテ居リマス、是マデ段々教育改革ニ付テ大体ノ有益ナル御論ヲ拝聴致シマシテ、私此ノ特殊教育ノ問題ハ教育ノホソノ片隅ニアル問題ノヤウニ讐キマスケレドモ此ノ問題ハ近時普通教育ノ非常ニ進歩致シタ現況ニ較ベマシテ洵ニ取り残サレタル教育トシテアリマスノデ、予テ四民平等、教育ノ普及ニ御軫念ヲ遊バサレテ居ル御聖旨ニ對シマシテモ、又我が国全般ノ教育ノ上カラ申シ人道ノ上カラ申シマシテモ、又今日ノ時局ニ於テ国民何人モ各々其ノ分ニ応シテ国民ノ本分ヲ尽サナケレバナラヌ今日ニ於テ洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌノデ、茲ニ此ノ機会ニ一言申上ゲルヤウナコトニデアリマス

普通教育ハ今申上ゲタ如ク非常ナ進歩ヲ遂ゲマシテ、就学歩合モ99.6%超エル現況ニナツテ居リマンテ、世界各国ニ於テモ有数ノ教育國トシテ誇ルニ足る現況ニ在ルノデアリマス、然ルニ盲聾哑教育ノ現況ハドウカト申シマスト、最近ノ文部省ノ御調ニ依リマスト云フト、盲聾哑児童中ニ於ケル就学ノ歩合ハ僅カニ四割七分ニ過ギタノデアリマシテ、マダ普通教育ノ就学児童ノ就学歩合ノ半分ニモ達シテ居ラヌ状況デアリマス、我ガ國ニ於ケル盲聾哑教育ノ歴史ヲ繹ネテ参リマスト云フト、明治以後、約今ヨリ六十年以前ニ是モ民間ヨリ声ガ起ツテ、段々ト学校ノ施設、教育ノ發達ヲ來シタ訛デアリマス、盲聾学校ガ官立トシテ設立セラレタノハ二十年以後ノコトノヤウニ聞イテ居リマス、其ノ後ニ於テモ盲聾教育ノ上ニ付テハ教育家、宗教家、社会ノ先覚者ニ依ツテ其ノ声ガ高メラレ、政府当局ニ向ツテ其ノ振興ヲ設備ノ上ニ付テモ普及ノ上ニ付テモ要望セラレル所ガアリマシテ、大正二年ニ勅令トシテ盲聾学校令ガ發布セラレタノガ初メデ此ノ教育ニ於テ法令ガ完備セラレタモノデアリマス、其ノ法令ニ依ツテ各府県ハ必ズ盲聾学校ヲ一盲学校、聾哑学校ヲ設立スル義務ヲ負フコトニナツテ参リマシテ、國庫ヨリモ此ノ普通教育ノ盲聾教育ニ關シテ相当ノ補助金ガ下附サレルヤウニナツテ、教員ノ

優遇デアルトカ，又設備ノ上ニ付テノ補助モ設ケラレルコトニナツタノデアリマス，併シ是トテ僅カノ補助額デアリマシテ，到底時勢ノ要求ニ応ズルコトハ出来ヌ少額デアリマシタガ，兎ニ角文部当局トシテハ段々ト内容ヲ充実シテ，然ル後ニ義務教育ノ方面ニ向ツテ歩ヲ進メテ行クト云フ御方針ニナツテ居ルヤウニ思フノデアリマス，斯ノ如ク民間ノ要望，又政府当局ノ御尽力ニ依リマシテ盲聾学校令モ出来，各府県ニ於テ学校モ設立サレテ，又児童ノ就学率モ向上スルコトニ付テハ漸次其ノ成績ヲ上ゲタノデアリマス，好キ成績ヲ上ゲタノデアリマスケレドモ先程甲上ゲタ如ク未だ盲聾児童ノ就学率ト云フモノハ普通ノ児童ノ就学率ノ半バニモ達シナリ現況デアルノデアリマス，此ノ原因ヲ段々考ヘテ見マスト，色々原因モアリマセウガ，其ノ主タル原因トシテハ，此ノ盲聾児童ノ家庭ハ多ク貧困ナル者ガ多イノデアリマシテ，就学児童ノ全体ノ盲聾児童ノ約八割ト云フモノガ殆ド貧困ナル家庭ニアリマシテ通学スルコトモ出来ナイ，又必要ナ学用品費ヲ出スコトモ出来ナイ家庭ガ多イノデアリマシテ，之ヲ救済シ，此ノ教育ヲ完全ニ致スニハドウシテモ他ノ普通教育ノ学齢児童ト同様ニ義務制ヲ促進シテ，以テ此ノ缺陷ヲ補ハナクテハナラスト云フコトニナルト思フノデアリマス 近年世運ノ進歩，経済ノ発達ニ伴レマシテ洵ニ生活難が激シクナリマシテ，サナキダニ肉体的ニ缺陷ヲ持ツテ居ル盲聾児童ノ如キハ，生活難ニ直面致シマシテ普通ノ児童ト違ヒマシテ何時モ遅レ馳セニナルコトガ多イノデアツテ，到底競争ニ耐ヘルコトガ出来ズ，此ノ結果益々懸隔ヲ大キクスルヤウニナリマシテ，社会ノ落伍者トシテ非常ナ哀レナ境遇ニ陥シテ居ルノデアリマス，何トカ此ノ教育ノ上ニ付テ，又救済保護ノ上ニ付テ此ノ哀レナ盲聾児童ヲシテ一日モ早ク善良ナル国民トシテ聖代ノ恩澤ニ浴スルヤウニシナクテハナラナイコトハ今日ノ国家ノ義務ト申シテ良カラウト思フノデアリマス，明治五年ニ学制発布ニナリマシタ際ノ御詔勅ニモ，家ニ不学ノ人ナク村ニ不学ノ家ナキヲ期ス，ト云フ御言葉ヲ腸ツテ居リマス，又明治初年ノ御践祚ノ際ノ御詔勅ニモ国民各々一人トシテモ其ノ所ヲ得ナイコトガアツタナラバは朕が罪デアルト云フ，洵ニ有難イ感泣スベキ御言葉ヲ国民ハ拝シテ居ルノデアリマス，斯ウ云フ有難イ御聖旨ヲ考ヘマシテモ，一日モ早ク哀レナル所ノ，教育ノ上ニ付テモ遅レ馳セニナツテ居ル盲聾児童ヲシテ善良ナル国民ニ仕立テ上ゲ，以テ国家ノ組織ヲ強化シ，時勢ノ要求ニ応ジテソレゾレ国民ノ本分ヲ尽スヤウニ致サシメルハ，人道ノ上カラ申シマシテモ，又我ガ一等国トシテノ体面カラ申シマシテモ今日ニ於テハ一日モ等閑ニ付スコトノ出来ヌ問題デアルト考ヘルノデアリマス，殊ニ近時ノ此ノ国防ノ上ニモ，又戦争ノ上ニモ，大分此ノ頃ハ情勢が変リマシテ，科学戦トカ，又ソレゾレノ方面ニ於テ文化的ニナリマシテ，以前ノ国防ノ有様トハ非常ナ変化ヲ生ジテ居リマシテ，盲聾児童モ或ハ看護卒デアルトカ，電話電信ノ交換手デアルトカ，今日ニ於テハサウ云フ職業ニ於テモ国防上不具者デモ国民ノ本分ヲ尽スコトノ出来ルヤウニナツテ居ルコトハ，独逸其ノ他ノ先進國ノ状況ニ鑑ミテモ大イニ考ヘナクテハナラヌコト思フノデアリマス，申スマデモナク歐米諸國ニ於ケル盲聾教育ノコトヲ考ヘマスト云フト，欧米各国ハ義務教育ハ既ニ早ク行ツテ，保護救済ノ上ニ付テモ家ニ完備シタ状況ニナツテ居リマシテ，盲聾児童ノ就学率モ80.90%ニ達シテ居ル所ガ多イノデアリマス，米国ニ於テハ盲聾大学モ設ケラレテ居ルヤウニ聞イテ居リマス，昨年御承知ノ「ヘレン・ケラー」ガ来朝致シマシタ，彼女ノ如キハ各大学ノ「L.L.D.」ト云フ高位ヲ持ツテ居リ，教育ノ上ニ於テ，人格ノ上ニ於テ世界ノ偉人ト仰ガレル人ヲ築キ上ゲテ居ル米国ノ教育ノ有様ナド考ヘマスト，実ニ我が國ノ現状ハ遺憾

ニ堪ヘヌノデアリマス，此ノ盲聾児童ノ義務教育制ヲ布クト云フ上ニ付テハ 文部当局ニ於カレマシテモ是マデ段々ト御考ヘニナツテ，研究調査ヲ遂ゲテ，其ノ実行ニ向ツテ御尽力ニナツタコトハ承知致シテ居リマスガ，財源ノ都合，種々ノコトニ於テ未ダ実現ヲ見ナイヤウニ承知致シテ居ルノデアリマス，一般ノ普通教育ノ義務制ト違ヒマシテ，基礎トナルベキ児童ノ数ガ左程多クハナインデアリマスカラ，財源ノ上ニ於テモサウヒドク困難ヲ感ズルコトハナイカト思ハレマスガ，盲聾児童ノ義務教育制ヲ実施スルニ付キマシテハ，ドウシテモ学用品費，通学費，食費，被服費等ノ如キ，又何レ寄宿舎ヲ設ケナクテハナラヌノデアリマスカラ，サウ云フ奨学ノ資金ハ必要ト致シマスガ，ソレニシテモ六箇年充実ノ致シタ所ニ年額八十万円位デ済ムヤウニ計算サレテ居リマスシ，寄宿舎其ノ他人事費ト申シマシテモ百六十万円内外デ済ムヤウニ計算サレテ居リマスカラ，左程財源ノ上ニ付テ困難ト云フコトハナイト思ハレルノデアリマス，況シヤ今回ハ斯ウ云フ審議会ヲ起サレマシテ，広ク教育全般ノ刷新改革ニ付テ御計画モアルコトデアリマスカラ，此ノ際ニ於テ此ノ義務制ハ是非共実現ヲ見ルヤウニ願ヒタイノデアリマス，殊ニ近時普通教育ノ義務制ト云フコトガ朝野ノ間ニ叫バレテ居ルノデアリマス，本問題ノ盲聾児童ノ義務制モ是非共此ノ機会ニ於テ当局ハ格段ノ御考慮ヲ廻ラサレマシテ，多年ノ問題トサレテ居リマス義務制ヲ実施サレルヤウニ御願ヒ致シタイト思フノデアリマス（総会議録第3輯，20—23ページ）

盲・聾教育義務化の意見にたいしては，「義務教育ニスルナラ其ノ実ガ拳ラナケレバ，形式ダケ義務教育ニシテ置イテ一向來ナイデ，本当ノ教育ガ出来ナイデハ可笑シイ，ソレデ盲聾ナドノ義務教育ハ外国ニモ其ノ例ハアリマセウカラ理想トシテハ将来ハサウアリタイト思フケレドモ，今ノ所マダ少シ早イノデハナイカト私ハ思フ，又盲児，聾聰児ノ取扱ニモ教員ハ十分熟シテ居ラヌノダカラ将来ヲ俟ツテ義務教育ニスルト云フ理想ニ達スルコトハ結構デスガ，校長連中ガ言フヤウニ非常ニ急イデ今直グニハドウカト思フ，結局斯ウ云フ研究ヲ今後一層進メテ行クト云フコトヨリ今ノ所仕方がナイ」（整理委員会議録第3輯，147ページ）という森岡常蔵委員（東京文理科大学長）の時期尚早論もあったが，文部省側自身義務制を望むという意見を公表し，その方向で審議を促した結果，義務制で意見が一致したのであった。

○文部次官伊東延吉君 只今特殊児童ノコトデ御話が出テ居リマスガ，一寸御参考マデニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスノハ盲聾教育ノコトデアリマス，是ハ文部省ニ於テモ從来色々研究ヲシテ参ツタノデアリマス，現ニ此ノ問題ハ只今森岡委員ノ仰ツシヤツタ通り，校長ハ非常ナ希望デ運動モ盛ンニアリマス，ノミナラズ議会ニ於テモ毎年々々斯様ナ不幸ナ者ニ対スル國家ノ施設ヲモウ少シ完備シテ貰ヒタイト云フコトノ要求が建議案其ノ他質問ナドデ度々アリマス，殊ニ最近ノ議会ニ於テハ質問ガ随分出テ居ツテ，是ハ私モ御尤ダト思ヒマス，実ハ文部省ニ於テモ省議デ連年此ノ問題ガ出テ，何トカシテ之ヲ義務制ニシタイト云フ希望ハ持ツテ居ル次第アリマス，サウ云フコトヲドウカーツ御参考ニシテ戴イテ，適當ニ御審議ヲ御願致シタイト思ヒマス（同前 148 ページ）

### 3 盲・聾教育以外の場合

盲・聾教育以外の「特殊教育」の実態は、盲・聾教育から遙かに遅れていた。前にも述べたが、小学校令には盲・聾教育に関する除いたその他の「特殊教育」については何ら規定するところではなく、強いていえば心身の情況によってある学科目の教授を省くことができるという規定くらいのものであった。

現実には「補助学級」（「低能児」の教育・東京では27学級）「養護学級」（虚弱児の教育・東京では32学級）、「吃音学級」（3学級）、「弱視学級」（2学級）、「難聴学級」（2学級）など、一般教育のなかに特別の学級を設けて教育を行なうのが通例であったが、その実態は教育からほど遠い悲惨なものが多く、また一般児童から嘲笑軽侮の的とされ、そのことによって精神的に大きな痛手を受けるなど、憂うべき事態が起っており、一般の児童から切り離した特別の学校の設置が望まれていた。（当時では、東京の光明学校はほとんど唯一のもの。）

したがってこれらについては、まずその実態の改善が緊急の必要事であった。さきの『教育』編輯の教育放革案が、「不具者並びに精神薄弱児のために特別学校を設置又は増設すること」「特殊教育研究並びに教育者養成のための機関を設置又は増設すること」をあげ、その振興を望み、盲・聾教育の義務化を要求した生江孝之が、「劣等児」については教育内容の改善を、「虚弱児」についてはその徹底的保護方法を講ずることを求めているのは、そのような事情のためであった。

教育審議会での論議もこれと同様で、虚弱児童の教育については、盲・聾教育の水準をめざして改善を図っていくという方向であったが、積極的な姿勢はさほどみられなかった。

○三十六番（田中穂君） 只今精神的、肉体薄弱者、ソレ等ノ缺陷児童ヲ如何ニ取扱フベキカト云フ問題デスガ、ソレハ現在肉体的ニ不完全デアル——目ガ見カナイトカ聴デアルトカ云フヤウナ氣ノ毒ナ状態ニ在ル人々ノ教育ハ統計ノ示ス所ニ依レバ官立ハ僅ニ一、二割ニ過ぎナイノデ、多クハ公立及私立ニナツテ居リマス、義務年限六年ノ非常ニ後レタ状態デソレヲ是カラ大急ギデ八年制度ニシヨウト云フノデ、詰リ経費ノ上カラ其ノ負担ガ容易デナイ所カラ斯様ナ状態ニ在ルノデアルカラ、盲学校トカ聾哑学校ガ専ラ公立ニ依ツテ居ル所以ノモノモヤハリ左様ナ訳カラデアリマス、實際論トシテ今ソレヲ国費トカ或ハ地方費デ以テ必ズドウスルト云フ方針ヲ立テルコトハ事態ノ輕重ヲ考ヘタ上カラ——氣ノ毒ハ氣ノ毒ナ児童達デアルニ相違ナイガ——ソレハ言フベシテ行ハレナイコトデアリマスカラ ヤハリ盲学校、聾哑学校ト同ジヤウニ中央財政ノ許ス限り模範的ノモノヲ造ツテ、而シテ中央

政府、若シクハ私人ノサウ云フコトニ思フ致ス人ノ努力ニ付シ、現在ノ状態デハソレ以上ノコトヲ望ンデモ實際ニムヅシイコトデハナイカ、ト云ツテ捨テ置クベキコトデハ無論ノイノデアルカラ、模範的ノモノヲ造ツテ一般社会ノソレニ追随スルコトヲ獎励スルヨリ外ハナイト思ヒマス（整理委員会議録第3輯、142—3ページ）

○六十三番（佐々井信太郎君） 斯ウ云フ特殊教育ヲヤルコトハ非常ニ必要ナコトデアルガ、盲聾啞ニ対シテ兎ニ角百二十校モ出来テ居テ、之ヲ獎励スル為ニ文部省デモ助成金ヲ与ヘルシ、府県ノ学校ヲ造ルコトニセラレテ居リマスガ、他ノモノニ付テハ左様ニ進ンデ居ラナイノデ、盲聾啞ニ対シテヤラレルヤウニ他ノ特殊ノ施設モシテ戴キタイト思ヒマス、又今三国谷サンノ御話モアリマシタガ、盲聾啞ノ数モ地方ノ町村デソレノ為ノ学級ヲ造ル程ノ人数ハナシ、虚弱児童ニシテモ学級ノ中ニ一つノ学級ヲ造ルノデハ学級ノ中デ悔魔ヲ受ケルコトニナルノデ、ヤハリ別ノ学級ガ良イト思フガ、是モ人数ガ少イ為ニ他方ニ幾ツモ施設スルコトハ出来ナイ、只今ノ所デハ國トシテ虚弱児童ナリ不具者ニ対スル学校ヲ盲聾啞ニ対スル程度ニ獎励シ、助成シ、或ハ公立ノモノヲ造ルコトヲ勧奨セラレル程度デハナイコト思ヒマス、今ハ特殊ノモノハ皆私設デ盲聾啞ダケガ公ニナツテ居ル、他ノ者ハ數モ少イシ、又ソレヲ預ケルニ付テハ盲聾啞ト違ツテ親ガ非常ニ困難スルノデ、全部ヲ之ニ収容スルコトハ困難デアリマスカラ、只今ノ所其ノ程度ニシカ出来難イト思ヒマス、公ノ学校ヲ造ルコトニ付テハ積極的ニ出テ戴イタラドンナモノデアリマセウカ（同前、147—5ページ）

教育審議会ではこのような審議を重ねた末に、さきにふれた「国民学校ニ関スル要綱」の第13、14項を決定した。第13項は、義務教育年限の延長にともなって就学奨励の整備強化を一段とすすめる必要性が強いこと、貧困による就学猶予・免除の規定を削除して「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナキ聖旨ノ徹底ヲ期シタイ」（田所美治特別委員長の説明、総会議録第5輯、21ページ）との趣旨で作成されたものであり、また第14項は「特殊教育」施設の不備不振、とくに肢体不自由児にたいする教育に至ってはほとんど閑却視されている現状を改め、「不幸ナル児童ヲシテ聖代ノ恩澤ニ浴セシムル」ことの実現を望み、すでに一定の就学率をあげている盲・聾教育については「更ニ一步進メテ、国民学校ニ準ジテ速ニ義務制ヲ施行シ、併セテ之が就学奨励施設ノ整備ヲ期シ、一般児童ト齊シク国民教育ニ均霑セシメテ、他日国民トシテノ本分ヲ遂行スル上ニ遺憾ナカラシムルコトガ必要」（同上）などの説明がなされた。

だが、この「国民学校ニ関スル要綱」第13、14項は、国民学校令には完全な形で結実するに至らなかつた。川本宇之介によれば、

「上記の答申がなされ、国民学校令が起草され、文部省の省議にのぼった時、文相は荒木貞夫陸軍大将であったが、日支事変が進行している際であり、文相は凡ての国民は一人でも遊ばしておくことが出来ない。人的資源は一人でもいかさなければならぬという見地から、盲ろう児の教育を義務教育

としようとした、予算三百万円を計上するまでになった。しかし昭和十四年八月内閣がかわって、荒木文相が退職し、後任の河原田文相の時には、この案が見合はれてしまった。したがって、昭和十六年三月一日に制定公布された『国民学校令』には、盲ろう児の就学義務制の実現を見ることはできず、『盲学校及聾哑学校令』も改正されなかった。しかし(中略)各種の養護学校や養護学級を設け得るようになった。」(川本宇之介『総説特殊教育』昭和29年、青鳥会、112—3ページ)

と述べているが、人的資源の重視にもまして財源が問題となり、盲・聾教育の義務化を断念するかわりに、各種養護学校・学級の設置が認められることになったのであろう。同年5月に制定されたかかる学級または学校編制に関する規定では、なるべく身体虚弱、精神薄弱、弱視、難聴、吃音、肢体不自由等の別にかかる学級または学校を編制し、養護訓導を置かなければならぬとされた。しかし、1学級の児童数は20人以下とするが如き定めのもとでは、きめ細かい指導が可能となる筈はなく、またかかる学級・学校の設置が任意規定であったということは、盲・聾教育の義務化を遙かに下回る財政的措置で足りることを意味していた。

さて、1941(昭和16)年という時点で、何故かかる教育機会の拡充が実現したのであろうか。これには、多年にわたる国民の要求や世論動向が大きな影響を及ぼしたこととは確かであろう。しかし、これが教育行政当局によって採用されたからには、それ独自の見解を含んで成立したものである筈で、結局は「皇国民」の「鍊成」を主目的とする人的資源の確保が最大の要因であったといえる。これについての検討は次稿に譲る。

(未完)